

2023年2月20日

各位

会社名 株式会社 A r e n t
代表者名 代表取締役社長 鴨林広軌
(コード番号:5254 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理部長 中嶋 翼
(TEL 053-523-8072)

募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年2月20日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 420,800株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(2023年3月8日開催予定の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2023年3月27日(月曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、野村證券株式会社、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2023年3月16日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 2023年3月17日(金曜日)から
2023年3月23日(木曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 株式受渡期日 | 2023年3月28日(火曜日) |
| (10) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。 |
| (11) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |
| (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 公募による自己株式の処分の件

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 279,200株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。) |
| (3) 払込期日 | 上記1.における払込期日と同一とする。 |
| (4) 募集方法 | 処分価格(募集価格)での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、野村證券証券株式会社、楽天証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社及び岡三証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は処分価格(募集価格)と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格(募集価格) | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。) |
| (6) 申込期間 | 上記1.における申込期間と同一である。 |
| (7) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (8) 株式受渡期日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 |
| (9) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格(募集価格)から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における引受価額と同一とする。 |
| (10) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |
| (11) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 | |
| (12) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による募集株式発行が中止となる場合、本自己株式の処分も中止される。 | |

3. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- | | | |
|----------------|-----------------------------------|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 600,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 東京都中央区
鴨林 広軌 | 116,600株 |
| | 静岡県浜松市中区
佐海 文隆 | 100,000株 |
| | Den Haag The Netherlands
大北 尚永 | 100,000株 |
| | 静岡県浜松市中区
中川 高志 | 100,000株 |
| | 静岡県浜松市中区
丸山 篤史 | 100,000株 |
| | 静岡県浜松市東区
清水 利恭 | 27,700株 |
| | 福岡県福岡市中央区
安藤 洋一郎 | 13,200株 |
| | 東京都練馬区
鴨林 佳 | 13,200株 |
| | 静岡県浜松市中区
織田 岳志 | 11,500株 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- | | | |
|-----------------|--|---------|
| | 京都府京都市中京区 | |
| | 下池 昌広 | 6,800 株 |
| | 静岡県浜松市中区 | |
| | 田中 秀生 | 6,100 株 |
| | 神奈川県鎌倉市 | |
| | 河野 知久 | 3,000 株 |
| | 東京都大田区 | |
| | 佐藤 幸久 | 1,900 株 |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) 引 受 人 の 対 価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1. における引受価額と同一とする。 | |
| (9) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行及び2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

4. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | | |
|-------------------------|---|---------------|
| (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 195,000 株（上限） |
| | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023年3月16日（発行価格等決定日）に決定される。） | |
| (2) 売 出 人 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社 | |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向けの売出しである。 | |
| (4) 売 出 価 格 | 未定（上記1. における発行価格と同一となる。） | |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1. における申込期間と同一である。 | |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1. における申込株数単位と同一である。 | |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1. における株式受渡期日と同一である。 | |
| (8) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1. の公募による募集株式発行及び2. の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

5. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | | |
|-------------------------|-------------------------------|-----------|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 | 195,000 株 |
| (2) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 未定（上記1. における募集株式の払込金額と同一とする。） | |
| (3) 申 込 期 日 | 2023年4月25日（火曜日） | |
| (4) 払 込 期 日 | 2023年4月26日（水曜日） | |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- | | |
|---|--|
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023年3月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法 | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (7) 割当価格 | 未定（上記1.における引受価額と同一となる。） |
| (8) 申込株数単位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (9) 払込取扱場所 | 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店 |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。 | |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (12) 上記4.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。 | |

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集株式数 | ① 公募による募集株式発行
当社普通株式 420,800株
② 公募による自己株式の処分
当社普通株式 279,200株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 600,000株
② オーバーアロットメントによる売出し（※）
当社普通株式 上限195,000株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2023年3月9日（木曜日）から
2023年3月15日（水曜日）まで |
| (4) 価格決定日 | 2023年3月16日（木曜日）
（発行価格及び処分価格並びに売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。） |
| (5) 申込期間 | 2023年3月17日（金曜日）から
2023年3月23日（木曜日）まで |
| (6) 払込期日 | 2023年3月27日（月曜日） |
| (7) 株式受渡期日 | 2023年3月28日（火曜日） |

（※）オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が195,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である鴨林広軌（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2023年2月20日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が割当先とする当社普通株式195,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、みずほ証券株式会社は、2023年3月28日（上場日）から2023年4月21日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,602,480株
公募による募集株式発行による増加株式数	420,800株
公募後の発行済株式総数	6,023,280株
第三者割当による募集株式発行による増加株式数	195,000株（最大）
増加後の発行済株式総数	6,218,280株（最大）

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	279,240株
公募による処分株式数	279,200株
公募後の自己株式数	40株

4. 調達資金の用途

今回の公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分の手取概算額1,119,000千円（※）及び第三者割当増資の手取概算額上限313,950千円（※）と合わせた、手取概算額合計上限1,432,950千円については、今後の当社の成長のために、①当社及び当社プロダクトの広報マーケティング費用、②採用関連費用、③新プロダクト及び事業開発費用並びに④関係会社投融资に充当する予定であり、その具体的な内容及び充当時期は以下のとおりであります。

① 当社及び当社プロダクトの広報マーケティング費用

当社が千代田化工建設株式会社と開発したプラントエンジニアリング業界向けソフトウェア「PlantStream®」及び当社が自社開発した建築物の配筋検討プロセスの各工程を自動化・高速化する「LightningBIM 自動配筋」をはじめとする当社グループのプロダクトについて、当社が経営戦略上重要なターゲットと位置付ける建設業界の顧客への認知度拡大を図るため、当社及び当社プロダクトの広報マーケティング費用として295,000千円（2024年6月期110,000千円、2025年6月期100,000千円、2026年6月期85,000千円）を充当する予定であります。

② 採用関連費用

開発体制の強化について、継続して優秀な人材を採用していくため、採用関連費用として300,000千円（2024年6月期90,000千円、2025年6月期100,000千円、2026年6月期110,000千円）を充当する予定であります。

③ 新プロダクト及び事業開発費用

自社プロダクトの販売強化のため、既にリリースしている自社プロダクト「LightningBIM 自動配筋」の追加機能開発及び開発中・企画中の建設業界向けの新たな自社プロダクトの開発推進及び新たな事業領域の開発費用として、300,000千円（2024年6月期100,000千円、2025年6月期100,000千円、2026年6月期100,000千円）を充当する予定であります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

④ 関係会社投融資

当社の持分法適用関連会社である株式会社PlantStreamの事業拡大、「PlantStream®」の販売体制強化のため、投融資として、537,950千円（2024年6月期537,950千円）を充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 有価証券届出書提出時における想定発行価格1,750円を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主還元を適切に行っていくことが重要であり、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施していくことが今後の経営課題であると認識しております。

(2) 内部留保資金の使途

現時点では事業が成長段階にあることから、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上記(1)、(2)に基づき、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
1株当たり当期純利益金額	2,280.56円	47.03円	59.76円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (-1円)	— (-1円)	— (-1円)
実績配当性向	—	—	—
自己資本当期純利益率	98.94%	31.93%	17.64%
純資産配当率	—	—	—

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
5. 2022年10月20日開催の取締役会決議により、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、2021年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 当社は、2022年11月18日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2020年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2020年6月期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、あかり監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
1株当たり当期純利益金額	57.01円	47.03円	59.76円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (-円)	— (-円)	— (-円)

6. ロックアップについて

公募による募集株式発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である鴨林広軌、売出人である佐海文隆、大北尚永、中川高志、丸山篤史、清水利恭、安藤洋一郎、織田岳志、下池昌広、田中秀生、河野知久及び佐藤幸久並びに当社株主（新株予約権者を含む。）である梅林真如、合同会社 J&TC Frontier、しんきんーやらまいか投資事業有限責任組合、投資事業有限責任組合しんきんの翼、岡本龍一、田村省太、中嶋翼、池本亨、水鳥敬広、山道了輔及び植田光信は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2023年9月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集株式発行、公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年2月20日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勧奨し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注)「5. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。